

条 例 見 直 し 調 書

作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
------	--------	---------	--------

条 例 名	神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例		
条 例 番 号	平成6年神奈川県条例第1号	法 規 集	第6編第1章第1節
所 管 室 課	保健福祉局福祉部地域福祉課		
条 例 の 概 要	将来県内等において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事する有能な人材を育成するため、神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金の貸付けに関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	県事業としての新規貸付けは、平成21年度より一時休止（現在は県社協の事業として時限付きで実施）しているが、過去に貸付けが行われた修学資金について、返還・返還猶予・返還免除等条例に定める手続は現在も生じており、本条例は必要である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	県内に従事する介護福祉士又は社会福祉士の確保を推進するため、返還猶予・返還免除等の規定は有効に機能している。	県内従事による返還免除人数 H23 50人 H24 68人 H25 58人
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定められている返還・返還猶予・返還免除等の規定についてはいずれも適当であり、効率的な事務執行がなされている。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	<p>かながわグランドデザイン実施計画の主要施策に「保健・医療・福祉人材の確保・定着対策の充実」が位置付けられており、本条例は同計画に適合している。</p> <p>また、本条例の事業は、かながわ高齢者保健福祉計画「介護保険サービス等の適切な提供と基盤づくり」「人材の養成、確保と資質の向上」の施策として位置付けられており、本条例は同計画に適合している。</p>	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	<p>本条例は、修学資金の貸付け、返還、返還免除、延滞金徴収等について規定するものであり、規定の内容は憲法や法令に抵触するものではない。</p> <p>なお、法令引用部分に整備を要する規定があるため、改正を検討する。</p>	
	その他		
見 直 し 結 果	<p>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p> <p>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</p> <p>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</p> <p>4 改正及び運用の改善等を検討する。</p> <p>5 廃止を検討する。</p>	理 由 等	<p>法令引用部分の規定について改正を検討するが、運用の改善等の必要はない。</p>